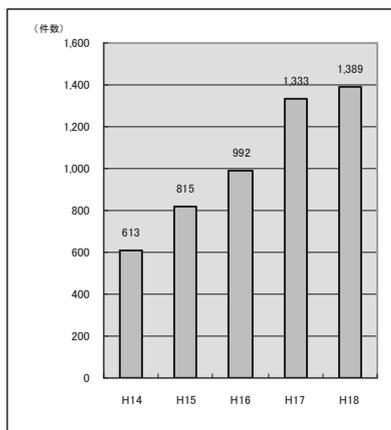


2007くらしのサポーター通信

1 高齢者の消費者被害増加中



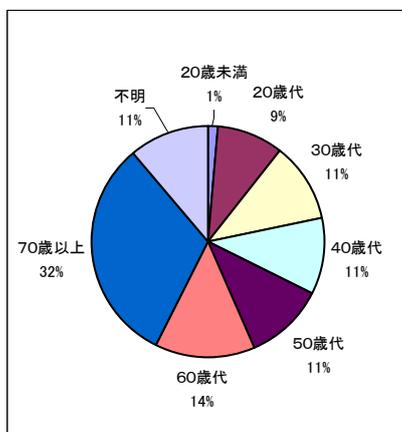
過去5年間の高齢者相談の推移

(1) 高齢者の消費者相談件数

当センターに寄せられた相談件数のうち、高齢者（65歳以上）からの相談は、この5年間継続して増加しています。

(2) 狙われる高齢者

情報量が少なかったり、一人暮らし又は日中、高齢者だけで過ごす世帯が多かったり、あまり他人を疑ったりしない高齢者はターゲットになりやすい。業者はどこからか手に入れた名簿などで電話勧誘、訪問販売をしてくる。



訪問販売の年齢別相談割合

(3) 高齢者の不安を巧みに利用

健康不安、経済的不安、孤独感、家族の悩み等を抱えていることにつけ込んで、悪質業者は病気が治る、絶対儲かるとウソをついて優しく言い寄ったり、逆に大変なことになると脅したりして近づいてくる。

高齢者に心配してくれるいい人だと思わせて、信用させてしまい、解約した方がいいと説得しても、販売員を慕っていて周りの人の声に耳を貸さなくなることもある。

(4) 身近に相談できる人がいたら

高齢者の身近な人が、相談に乗ってくれたり、変化に気付いてくれたら、次々と契約させられたり、時間が経過して解決が難しくならなかったらと思うケースが多数ある。

ハイライト:

- ・ 今月のテーマ
高齢者の消費者被害急増中
- ・ お知らせ
くらしのサポーター交流会開催
～消費者まつり～
- ・ 交流コーナー
コラム「千載一遇」



2 高齢者に被害の多い悪質商法の手口

(1) 訪問販売

* SF 商法

商品等：布団、健康器具、健康食品など

手口：「無料」「格安」「プレゼント」などで空き店舗や仮設テントに呼び寄せ、実は、不当に高額な商品売りつける。

対処法：気安くついていかない。クーリング・オフは8日間。

* 点検商法

商品等：ふとん、健康食品、浄水器、屋根工事、床下換気扇など

手口1：「屋根の瓦がずれている。無料で点検する」と言って、点検後「このままでは雨漏りする、地震で崩れる」と不安にさせて、屋根工事の契約を即日迫る。

手口2：「水道の点検です」と家に上がり込み「こんな水を飲んでいると病気になる」などと言って、浄水器を取り付けるもの。

手口3：「布団を下取りする」「クリーニングする」と言って、今使用しているふとんを持ち帰り、代わりに高額なふとんの契約を迫る。

対処法：契約を急がせる業者の勧誘にすぐには応じない。クーリング・オフは8日間。

* 開運商法

商品等：印鑑、水晶、表札

手口：「何か悩みはありませんか、姓名判断もできるのでみてあげる」と訪問してきた販売員が「このままでは家族に不幸が訪れる」などと不安をあおり、運勢を変え幸運を呼び為と高額な印鑑を勧められる。

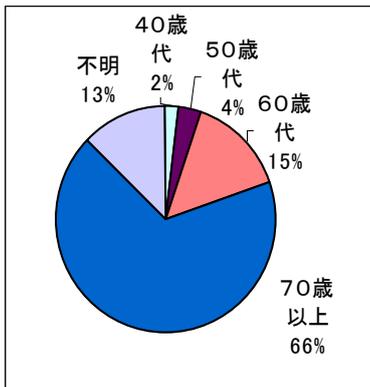
(2) 電話勧誘

商品等：書籍、投資（未公開株・外国為替証拠金取引・外国の金取引・分譲マンション）、電話料金

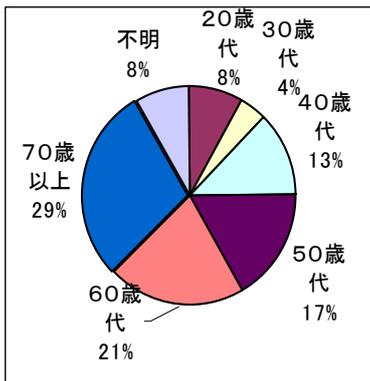
手口：政治団体を名乗った電話に曖昧な返事をしたら、後日、高額な本が届いた。開封してみると振り込み用紙が同封されていた。

対処法：購入する意思のないときは「いりません。」「二度と電話しないでください」と、きっぱりと断りましょう。

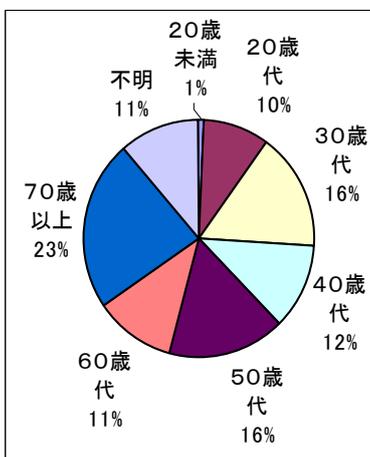
取引の仕組みがよくわからない利殖商品には手を出さないように。クーリング・オフは8日間（指定商品のみ）。



SF 商法の年齢別相談割合



点検商法の年齢別相談割合



電話勧誘販売の年齢別相談割合

通信ナンバー NO. 11

(3) 架空請求

手口：利用した覚えのない債権をはがきや封書で一方的に請求してくる。中には、「身に覚えがなければ連絡して」と引っかけるものも。
対処法：絶対に相手に連絡しない。無視する。もし、裁判所からの本物の請求なら書留の封書（切手も80円ではない）で通知されます。

(4) 本当に当選したの？「海外宝くじ」

手口：高額な宝くじに当選しているように書かれた封書が海外から届く。よく読んでみると宝くじの購入を勧める内容のもの。そもそも、日本国内で海外宝くじを取り引きすると法律に触れます。（刑法187条）
対処法：このような海外宝くじのダイレクトメールが届いても、手を出さないように。



新聞にも、悪質商法の記事がよく載ってるよ！

3 身近な高齢者を消費者トラブルから守る

*くらしのサポーターのみなさんへ

<伝えるサポーター>として、
まずは、情報を日ごろから伝える。

- どんな人に ご家族の、ご実家の、ご近所の高齢者に
- どんなときに わざわざでなくても、家でくつろいでいるときや、「元気？」と電話をかけたときや、回覧板や用事でお邪魔するときなどの機会を利用して
- どうなふうに メールマガジン配信情報や、くらしのサポーター通信を読んであげたり、新聞の記事やニュースについて話したり・・・

<学ぶサポーター>として、

こんなときどうすればという相談を受けたときには、次のように相談機関を紹介してあげる。

- ・契約のことで悩んでいる・・・すぐにセンターへ

◇相談のポイント

相談は本人から（不安な場合は信頼できる人と一緒に）
契約書は手元に準備

- ・近頃、認知症気味に・・・成年後見制度の検討を。

最寄りの市町村福祉担当、社会福祉協議会、家庭裁判所へ

自分を守る
3つのポイント

- *自分の身体を守る
- *自分の財布を守る
- *自分の情報を守る



メールマガジン、センターホームページを参考に！

徳島県消費者情報センター

〒770-0902

徳島市西新町2丁目5徳島経済センタービル

電話 088-623-0612

ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページが5/7から変更します。

現在 <http://www1.ourtokushima.net/shohi/>

変更後 <http://www1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

千載一遇

千載の載は数字的には、数字の単位である。一、十、百、千、万の上の位は四桁ごとに上がり、億は10の8乗、言い換えれば1の後に0が8個つく、兆は10の12乗で1の後に0が12個着くわけだ。更に位が上がると載になる。載とは10の44乗であり、1の後に0が44個、千載の千は10の3乗なので、千載とは10の47乗になり、1の後に0が47個付いていることだ。

国語的には、載は歳と同じ意味らしく、千載一遇とは「千年に一度会うくらいのまたとない機会」という意味であるが、数字的には10の47乗に一回の貴重な機会というわけである。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター交流会を開催します。

- ・ イベント名：2007消費者まつり
- ・ と き 平成19年5月26日（土）27日（日）10:00～16:00
- ・ ところ ヨンデンプラザ徳島（徳島市寺島本町東2-29）
- ・ テーマ 「みんなで築こう 身近な安全・安心」

イベント盛りだくさん！ご参加お待ちしております。託児スペースのお申し込みは5/21までです。

◇徳島経済研究所専務理事 田村耕一氏による「経済と文化でとくしまを元気に」の金融経済講演会

◇「消費者トラブルと健康づくり」をテーマとした“悪質商法寸劇”や、みんなで運動“Let'sフラダンス”

◇リサイクルファッションショー

◇くらしのサポーター・消費者大学卒業生の活動発表

◇おどる国文祭PR～PR大使「藍吹雪」～

◇くらしに役立つ情報（食育・阿波雑穀街道・環境・農村環境・金融・生活設計・悪質商法）の紹介

◇新鮮農産物・手作り加工品の展示販売



くらしのサポーター担当者より

2007くらしのサポーターの募集が始まりました。高齢者被害が増えていることから、ご家族のほかに福祉関係者（民生委員・ヘルパー等）に多くご協力をお願いしたいと思います。今年度もよろしく願いいたします。